

## シンボルマーク使用ガイドライン

### 1 目的

このガイドラインは、シンボルマークの使用に関するルールを定めるものです。

### 2 使用上の注意

- (1) シンボルマークを使用できる方は、市の取組の趣旨に賛同し、ガイドラインを承認した方とします。
- (2) シンボルマークは、無償で使用できます。
- (3) お申込みの手続きは不要です。
- (4) シンボルマークは、一部使用や縦横比率の変更など、データを加工、変形せず、そのまま使用することを原則とします。
- (5) シンボルマークに関する一切の権利は、相模原市に帰属します。

### 3 使用の禁止

シンボルマークの使用について、次のいずれかに該当する場合、その使用を認めないものとしてします。

- (1) 市の政治的、宗教的中立性を損なうおそれのある場合
- (2) 法令または公序良俗に反するものと認められる場合
- (3) 市の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (4) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (5) 特定の個人、団体、法人又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行うおそれがあると認められる場合。
- (6) デザイン等の利用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- (7) 市の取組のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (8) デザイン、色調（白黒は可）を変えて使用する場合
- (9) その他市長がデザイン等の使用が適当でないと認められる場合

### 4 その他

シンボルマークの使用にあたって疑義が生じた場合は、相模原市市民局国際課に相談してください。

【シンボルマーク】

